

平成20年度予算編成方針について

平成19年10月31日
庄原市長 滝口 季彦

1 本市を取り巻く状況

わが国の経済情勢は、10月の月例経済報告によると「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、回復している。企業収益は、改善している。設備投資は、このところ弱い動きがみられるものの、基調として増加している。雇用情勢は、厳しさが残るものの、着実に改善している。個人消費は、おおむね横ばいとなっている。」としています。しかし、中山間地域に位置する本市においては、企業収益の改善や設備投資の増加を実感するに至っていません。

国は、「経済財政改革の基本方針2007」において、“歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き『基本方針2006』に則り、最大限の削減を行う”ことを明示し、「歳出・歳入一体改革」の実現を前提とした地方の歳出規模の継続した縮減を目標としています。

また、本年成立した「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づく4つの財政健全化判断比率が、平成20年度決算から適用されますので、それを踏まえた財政健全化への予算編成、財政運営が求められています。

このような中、本市は、昨年度に引き続いて「財政計画」、「公債費負担適正化計画」に沿った「持続可能な財政運営プラン(平成19年度版)」に基づく歳入確保・歳出削減に取り組むとともに、「庄原市長期総合計画」に掲げる“げんき”と“やすらぎ”のさとやま文化都市の創造にむけ、「庄原市実施計画」に計上された各種施策・事業を計画的に推進していかなければなりません。そのためには、更なる選択と集中に徹するとともに、事業手法の見直しや自主財源確保の取り組みが不可欠です。

2 本市の財政状況

平成18年度決算に基づく庄原市の財政状況は、経常収支比率97.5%で前年度から2.5ポイント悪化(上昇)、実質公債費比率22.3%で1.6ポイント悪化(上昇)、財政調整基金残高6.5億円で3.7億円の減少、減債基金残高0.9億円で増減なしとなっており、公債費の増加など財政硬直化が進み、非常に厳しい財政状況が続いています。

《参考》

経常収支比率・・・75%以上は財政硬直化

実質公債費比率・・・18%以上は地方債発行の許可が必要

平成19年度予算編成では、大幅な財源不足が見込まれたため、「持続可能な財政運営プラン」を策定し、歳入確保、歳出削減に取り組んだ結果、その効果額は総額で10億7千万円に及んだところです。

しかし、当初目標を基金繰入からの脱却と設定していましたが、財源不足を解消しきれずやむなく2.7億円の財政調整基金の繰入と1.5億円の前年度繰越金を計上し編成したところであり、今年度の財政運営の中で、歳入確保、歳出削減に努め、財政調整基金繰入の回避を図る必要があります。

3 平成20年度の財政見通し

現行の税財政制度を前提として、平成20年度の財政見通しを試算した結果は次のとおりです。

【歳入】

《市税収入》全国的には景気回復基調となっているが、庄原市においては未だ回復の実感はなく、基本的に横ばいと見込んでいます。個人市民税は人口減少に伴う収入減が見込まれ、法人市民税は不均一課税解消による増収を見込み、固定資産税は横ばいと見込んでいます。

《地方交付税》総務省の概算要求では出口ベースで4.2%の減、投資的経費にかかる需要額及び臨時財政対策債についても引き続き減少すると見込んでいます。特別交付税についても年々減額されており、普通交付税と同様に減額と見込んでいます。

《地方債》投資分にかかる地方債発行は、公債費負担適正化計画に基づく発行枠の範囲内とし、プライマリーバランスを堅持するとともに、将来的に実質公債費比率が低下するよう最大限配慮します。

【歳出】

《人件費》定員適正化計画に基づき総職員数の減少が見込まれるものの、一方では、退職手当組合の負担金調整率が見なおされ増額となる見込みです。

《扶助費》少子高齢化等に伴い、毎年、伸びています。

《公債費》過去の借入にかかる地方債償還のピークは平成19年度ですが、実質公債費比率の低下に向けた繰上償還を積極的に実施する必要があります。全体の市債残高については、「公債費負担適正化計画」などに基づき市債の発行を大幅に抑制しているので、年々減少し続けます。

《繰出金》公共下水道事業や農業集落排水事業などの生活環境整備に伴う特別会計への繰出金も年々増加していますが、各会計とも経営健全化計画を策定し、経営改善に努めることとしています。また、国民健康保険、老人保健、介護保険事業等への特別会計繰出金についても扶助費同様に伸びています。

《投資的経費》「財政計画」、「公債費負担適正化計画」に基づく一般財源枠、地方債発行枠の範囲内で、集中と選択による事業推進を行っていきます。

予算全体の傾向は、歳入では一般財源の確保がますます困難な状況が続き、反面、歳出では義務的経費が伸びていくという状況は昨年度と変わりありません。

平成20年度予算編成にあたっては、昨年度策定した「持続可能な財政運営プラン」に基づく歳入確保・歳出削減の取り組みを、単年度で終了することなく、継続して行くことが前提となるところです。

4 予算編成の基本方針

以上のような危機的な財政状況であることを職員一人ひとりが認識し、組織をあげて持続可能な財政運営を目指すことが必要です。さらに、主体的かつ積極的に知恵を出し合い、組織を超えた横断的な情報の共有や交換に努め、適正な財源確保と徹底した経費の見直しや、直面する行政課題の克服と市民サービスの向上を基本とする自治体経営が求められているところです。

平成20年度の予算編成においては、次に掲げる3つの基本方針に基づき、厳しい財政状況を克服し、本市の将来像である “ 誰もが「しあわせ」を実感し、人も地域も輝くまちの創造 ” に向けた第一歩を踏み出す予算編成と位置付けます。

1. 「庄原市長期総合計画」とその「実施計画（10月見直し後）」に沿った計画的かつ集中と選択による事業推進
2. 重点戦略プロジェクトの推進
 - (1) 農業自立振興プロジェクト事業
 - (2) 木質バイオマス活用プロジェクト
 - (3) 観光振興・定住促進プロジェクト
 - (4) その他政策的経費
3. 財政健全化への取り組み
 - (1) 「行政経営改革大綱」「定員適正化計画」に基づく抜本的な事務事業の見直しや職員の定数抑制と定員管理
 - (2) 「持続可能な財政運営プラン（平成18年10月策定及び平成19年10月見直し）」に基づく『徹底した歳入確保と歳出削減』
 - (3) 「公債費負担適正化計画」に基づく地方債発行額の抑制と積極的な繰上償還の実施
 - (4) 基金繰入に依存した予算編成からの脱却
 - (5) 4つの財政健全化判断比率を踏まえた財政健全化への予算調整

平成20年度予算編成要領

1 基本的事項

(1) 「持続可能な財政運営プラン(平成18年10月策定及び平成19年10月見直し)」の確実な実施

昨年10月に策定した「持続可能な財政運営プラン」に基づき平成19年度予算編成で取組んだ事項については、平成20年度予算編成にあたっても継続して取組むこと。

また、本年見直した事項(削減項目、新規計上項目)についても要求のこと。

(2) 「財政計画」「公債費負担適正化計画」の確実な実施

本年10月に策定した「財政計画」「公債費適正化計画」に基づき、歳入確保、徹底した歳出削減、公債費発行額の抑制を図ること。

(3) 新規事業及び投資的経費

「持続可能な財政運営プラン(10月見直し後)」及び「長期総合計画実施計画(10月見直し後)」に基づく要求を原則とする。

上記の「プラン」及び「実施計画」に計上のない事業は原則、認めない。新規事業は**(新)**と明記し要求すること。

投資的経費については、補助事業、単独事業とも「実施計画(10月見直し後)」に計上された箇所、事業費に限る。国・県の補助事業を優先し単独市費事業は極力抑制すること。

(4) 重点プロジェクト等

- (1) 農業自立振興プロジェクト事業
- (2) 木質バイオマス活用プロジェクト
- (3) 観光振興・定住促進プロジェクト
- (4) その他、政策的経費

については、重点事業として位置付ける。

(5) 事業の新設、拡充

事業の新設、拡充等に当たっては、スクラップ・アンド・ビルド原則を徹底するとともに、サンセット方式の導入により、必ず終期(原則3年間)を設定すること。新設の場合は、まず、既設の事業を廃止し要求のこと。

(6) 国、県補助事業

国、県補助事業については安易に受け入れることなく、単年度の適正な執行

可能事業量、市負担額、効果等を総合的に検討し、必要最小限の事業を決定し要求すること。

国、県の補助金の削減・合理化により、廃止・縮減された事業については、市費による肩代わりは行わないこと。

また、事前に県等と情報交換を行い、制度改正をはじめ、最新の情報取得に努めること。

(7) 他課等に関連する事業

他課等に関連する事業については、事前に十分連絡調整を行い、整合性と効率性を図ること。

(8) 条例、規則、要綱等の整備

予算に伴い新たに条例、規則、要綱等の整備を要するものについては、遺漏のないようにするとともに、予算要求資料として提出すること。

2 歳入に関する事項

(1) 市 税 等

一般財源の根幹をなすものであり、経済の動向、国の税制改正等の諸状況を勘案の上、情報収集に努めできる限り最新の情報により見積ること。

課税客体の完全補足と収納率の向上に一層努めることとし、特に徴収率については、前年度に引き続き積極的に取り組むこと。

あわせて、保育所使用料、市営住宅使用料あるいは貸付金償還金などの税外収入についても滞納防止、滞納整理の促進など、一層の徴収強化を図ることとする。

(2) 分担金・負担金・使用料・手数料・財産の貸付料

使用料・手数料については、受益者負担の公平を図る観点から、行政サービスに係る経費、物価の変動等を総合的に勘案し、負担の適正化を図ることとし、適切な見直しを行うこと。

その他の収入についても、受益者負担の導入など財源の見直し、改善に努めること。

昨年度開始した広告事業については、新たな取り組みも検討しており、幅広い分野において積極的な広告掲載を検討し歳入確保を図ること。

(3) 国・県支出金

国においては引き続き、あらゆる施策や事業について義務的経費に属する国庫補助負担金を含め聖域なく見直すこととしており、統合補助金の一層の拡充や省庁の壁を超えた交付金化等の補助金改革を推進しようとしているため、関

係機関と緊密な連絡を図り、情報収集に努め可能な限り確実な収入見積りを行うこと。

とりわけ制度改正、制度変更等には十分留意するとともに、昨年度と同じ考え方だけでなく、多角的な検討を加え、より有利な制度選択と財源の確保に努めること。

(4) 市 債

市債は、「公債費負担適正化計画」に基づき「実施計画(10月見直し後)」に掲載された事業の**地方債発行額以下に抑制**することとしている。借入にあたっては、地方交付税が措置される有利なものを活用すること。また、交付税措置の無い「一般単独事業債」は借り入れず一般財源で措置することとしている。

なお、対象事業・充当率については、財政係と事前に協議の上、的確な見積りを行うこと。

3 歳出に関する事項

(1) 報酬

各種委員会、審議会の開催回数等については、年間の回数を精査のうえ必要最小限とすること。嘱託員報酬についても、必要最小限の嘱託員を見積り要求すること。単価については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく要求とする。

(2) 人件費(給料、職員手当、共済費)

時間外勤務手当を除く人件費については、総務課で取りまとめて要求する。ただし、特別会計、水道事業会計、病院事業会計の人件費については、総務課と調整を図った上で担当課において要求すること。(繰入、繰出の整理を行なうこと)

時間外勤務手当については、コスト意識を持ち、行政事務の簡素効率化を図り、創意工夫のうえ抑制に努めること。災害対応、閉庁日のイベント等を基本とするが、平成19年度当初予算額以内の要求とすること。

普通建設事業等は、事業費支弁人件費率の限度額まで人件費を計上することとするので、事前に財政課と協議すること。(補助事業・単独事業とも共通)

(3) 賃 金

事業執行に係る臨時職員の雇用は**短期間に集中する業務の補助、期間の限定された業務の補助**、あるいは**職員の育児休暇等の代替措置のみ**とし、通年の雇用は認められないこと。(前例や慣行にとられないこと。)単価については【資料2】のとおり。

社会保険料は、総務課及び教育総務課で一括要求とするので各課においては、

総務課及び教育総務課と事前に協議すること。(水道事業会計、病院事業会計は除く)

平成19年度当初予算額以下

(4) 報償費

講師謝礼及び委員謝礼については、原則として6,300円とするが、半日の会議であれば4,000円を適用すること。人数、日数については事業内容を精査し、必要最小限とすること。

また、昨年度に引き続き「会議出席報償費(報酬を除く)の取扱い方針」【資料3】を参考とすること。

大学教授、医師等の特別な報償費については見直しを検討しているので別途通知する。

平成19年度当初予算額以下

以下(5)旅費～(11)通信運搬費までは、原則として平成19年度当初予算額の94%(6%)以下とする。

よって、詳細な積算根拠は不要とする。積算根拠欄の電算入力は、
 $H19 \text{ 当初予算額} \times 94\% = \text{千円}$ との記入で可とする。(事務の簡素化)
ただし、大幅な減額が可能となる場合等については根拠を示すこと。

(5) 旅 費

定例的な大会等への参加については積極的に見直し、日程、人員についても必要最小限度にとどめるとともに、公用車の効率的な活用を図ること。

なお県外出張については、総務課所管の職員研修を除いては、原則認めない。

平成19年度当初予算額の94%以下(持続可能な財政運営プラン(19年度見直し)の取組事項は除く)

(6) 需用費(消耗品費)

法令等追録を要する加除式書籍で、使用頻度の少ないものについては、複数課での使用を検討するとともに、単行本への切り替えも併せて検討すること。

本庁、支所の業務に照らして一本化できるものは集約すること。

経常的に使用する庁用事務用品で、会計課で調達可能な消耗品等については原則として計上しないこと。

平成19年度当初予算額の94%以下(同様)

(7) 需用費(光熱水費)

要求額は下記のとおりとする。予算執行にあたっては、経費節減に極力努めること。

平成19年度当初予算額の94%以下(同様)

(8) 需用費(食糧費)

全国的に縮小、廃止の方向にあることを踏まえ、真に必要最小限なものに限り要求のこと。また、執行基準【資料4】に基づき適正な要求とすること。

平成19年度当初予算額の94%以下(同様)

(9) 印刷製本費

印刷物作成については、できるだけ庁内印刷に努めること。やむを得ず業者発注する場合の単価については、複数業者から見積書を徴して要求すること。

平成19年度当初予算額の94%以下(同様)

(10) 修繕料

施設の状況を十分調査把握し、緊急性、工法等検討のうえ施設の効用を発揮するに必要最小限度の額を要求すること。また同一事業内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

なお、必要に応じて写真、図面、見積書等の資料を添付すること。

大規模修繕については、実施計画書を必ず添付すること。

平成19年度当初予算額の94%以下(同様)

(11) 通信運搬費

郵便料については、本年度の実績(4月~10月)を参考として年間必要額を推計し適切に見積り要求すること。

電話料については、IP電話の通話実績を踏まえて見積ること。

平成19年度当初予算額の94%以下(同様)

(12) 保険料

建物・車両にかかる保険料は財政課管財係において一括算定し各課に要求額資料を提供するので、平成19年度中に異動があったものや平成20年度早期に保険加入が必要なものについては、漏れなく管財係に連絡すること。また、要求にあたっては、過大な要求あるいは要求漏れのないようにすること。

建物は、一般会計分は財政課管財係で要求し、特別会計分は担当課で要求のこと。

車両は、事業費対応分については各担当課で要求のこと。それ以外は総務課で要求のこと。(連絡を十分とって調整のこと)

(13) 委託料

事務事業の委託契約については、過去の例にとられることなく、競争原理を導入し、経費の節減・合理化に努めること。特に、随意契約によるものは、

契約理由が適切であるかどうか十分検証した上で、経費の見積りを行うこと。

職員対応で処理が可能なものは委託を廃止・削減すること。

民間委託により、住民サービスの向上とコスト縮減につながるものは積極的に導入すること。保守点検・清掃・管理業務について継続的委託については、原則2カ年度契約とすることにより経費の節減を図り、極力、市内業者から見積りを徴すること。

平成19年度当初予算額以下（同様）

（14）備品購入費

ロッカー、キャビネット等の庁用備品及び公用車については事前に総務課と協議のうえ要求すること。また、カタログの写し等添付するとともに、更新の場合は当初購入年月日を記入すること。

合併に伴い、本庁支所間で使用されていない物品や代替品の有無を確認し、効率的使用に努め、やむを得ないものに限って要求すること。

（15）補助及び交付金

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査するとともに、既に行政目的が達成されているもの、所期の事業目的を達成できないと判断されるもの、費用に対して効果が薄いと判断されるものは、積極的に整理合理化を図ること。

平成19年度当初予算額以下（同様）

また、要求に当たっては、次のことを厳守のこと。

補助対象となる事業費の平成18年度決算額と決算内容を添付すること

「補助金の名称」については、補助金交付要綱に記載された「名称」を使用し要求すること。

（16）投資的経費

原則として「実施計画（10月見直し後）」に未計上の事業は認められない。

新規事業については、長期的展望に立って緊急性、効果及び関連事業への影響等を総合的に勘案し厳選するとともに、平成20年度に事業着手しなければならない理由を明確にすること。さらに継続事業についても多角的視点から見直しを図り、投資的効果等を十分検討し事業量の縮減、経費の節減合理化に努めること。

また、事業内容についても建設コストの削減に努めること。（過大かつ華美な計画、設計は厳に慎むこと。）

普通建設事業については、用地確保が確実なものについて要求することとし、可能な限り土地開発基金を活用した先行取得を行うこと。用地交渉の遅れが工事発注の遅れに繋がった案件が見られるため、用地確保が困難と予想される場

合は、事業の中止や延期を図るなど慎重な対応をお願いする。平成20年度についても、**原則「明許繰越」は認められない。**

また、要求に当たっては、事業計画書を必ず添付すること。

普通建設事業等は、事業費支弁人件費率の限度額まで人件費を見積ること。
(補助事業・単独事業とも共通)・[再掲]

《事務費の考え方》

・普通建設事業の事務費計上は、補助事業、単独事業とも計上可能とする。

(17) 特別会計に関する特記事項

特別会計については、前述に準じて収支均衡を図り、原則として独立採算制を基本とする。

各会計で一般財源(自主財源)が不足する場合、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、収支のバランス確保に努めるとともに、経営健全化計画を策定した会計については、必ず計画に沿った繰出し以下に抑えること。

一般会計からの繰出しは**繰出基準に基づく繰出しを原則とする**。止む無く**基準外の繰出しを行う場合があっても、平成19年度の繰出し額を上限とする**。

4 その他

(1) 積算単価等は、物品単価表及び最近の購入単価による必要最小限度の額とし、物価上昇、値上げ見込みは加算しないこと。また、維持・修繕等を見積りを行う場合は**2者以上徴すること**。

(2) 要求書は、財務会計システム入力後の『歳入・歳出予算見積書』によること。

(3) 要求資料等

ア 重点施策事業表	【資料 5】
イ 事業計画書	【資料 6】
ウ 補助金要求団体に関する調	【資料 7】
エ 各種団体負担金の一覧表	【資料 8】
オ その他 適宜説明資料	

(4) 要求書の取りまとめは、その要求内容について本庁支所間で調整をとったうえで、本庁担当課で取りまとめ、並び替え等を行ない提出すること。要求書、資料とも**「通しのページ番号」**を必ず入れること。

(5) 予算流用は真にやむを得ないものに限り、安易な流用申請を行うことなく、配当された予算内での対応に努めること。

また当初予算で要求漏れや計上科目の誤りがない様、適切に要求すること。
(流用元の予算に不足を生じて、補正予算によって追加補正すること(流用戻し)は原則認められない。)

5 予算要求書の提出期限

経常的経費 平成19年11月30日(金) (7部)

投資的経費 平成19年12月14日(金) (7部)

政策的経費 平成19年12月14日(金) (7部)

上記4(3)の要求資料等についても7部とする

毎年度、要求後の差替えや、変更、追加などにより、予算書印刷間際まで混乱を来たす場合がある。国・県の制度改正や通知遅延など避けられない事情のものを除き、特に単独事業については、事前の準備・他課との連携、組織内部での十分な意識統一などに努め、整理したもので要求のこと。